

- 一 欠席議員は次のとおりである。
- | | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|
| 十八番 | 宮元 | 貞一 | 二十番 | 許田 | 栄次 |
| 十九番 | 東田 | 五郎 | 十八番 | 村尾 | 栄次 |
| 二十番 | 森田 | 治男 | 二十二番 | 村尾 | 栄次 |
| 二十三番 | 田村 | 市郎 | 二十四番 | 関 | 米吉 |
| 十一番 | 魚 | 千 | 十二番 | 敷 | 第一 |
| 十番 | 土 | 重 | 十番 | 木 | 第一 |
| 九番 | 赤 | 人 | 八番 | 百 | 第一 |
| 七番 | 林 | 一 | 六番 | 百 | 第一 |
| 六番 | 林 | 一 | 四番 | 百 | 第一 |
| 五番 | 林 | 一 | 二番 | 百 | 第一 |
- 一 欠員は次のとおりである。
- なし

昭和六十二年三月六日 日野市市議会議員会 第一回 日野市市議会議員会 開会式 開会式 開会式

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 井上 久男君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記事 川久保友子君
 務局長

出席説明員は次のとおりである。

市長	田村 匡雄君	助役	古谷 徳男君
収入役	高水 求君	教育長	森田 二猛君
企画部長	内田 和雄君	総務部長	浅見 裕康君
市民部長	古谷 正夫君	福祉部長	生子 国利君
建設部長	森田 進君	教育次長	須崎 進君
監査委員	小野 光朗君	選挙管理	篠崎 寛君
事務局長		局長	

一 本日の議事日程は次のとおりである。議事日程 (第二日目)

昭和六十二年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 三月六日（金）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第六号 福生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第七号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二十七号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市 高木 永 正する条例

日程第五 議案第八号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第九号 福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十二号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第二十八号 福生市議会の議員の昭和六十二年三月期末手当の支給割合を定める条例

日程第十一 議案第二十九号 福生市長等の昭和六十二年三月期末手当の支給割合を定める条例

日程第十二 議案第三十号 福生市教育委員会教育長の昭和六十二年三月期末手当の支給割合を定める条例

日程第十三 議案第三十一号 福生市の一般職の職員の昭和六十二年三月期末手当の支給割合を定める条例

日程第十四 議案第十三号 福生市保育所入所措置条例

日程第十五 議案第十四号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）

日程第十六 議案第三十二号（昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十号））

日程第十七 議案第十五号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第十八

議案第三十三号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

日程第十九

議案第十六号 昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画

日程第二十

議案第十七号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第五

日程第二十一

議案第三十四号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第六

日程第二十二

議案第十八号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第

日程第二十三

議案第十九号 昭和六十一年度福生市一般会計予算

日程第二十四

議案第二十号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第二十五

議案第二十一号 昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第二十六

議案第二十二号 昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画

整理事業会計予算

日程第二十七

議案第二十三号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十八

議案第二十四号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十九

議案第二十五号 市道路線の認定について

日程第三十

議案第二十六号 市道路線の廃止について

日程第三十一

陳情第六十二一一号 生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書

日程第三十二

陳情第六十二一二号 福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第三十三

請願第六十二一一号 保育料の値上げに反対する請願書

日程第三十四

陳情第六十二一三号 「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

日程第三十五

陳情第六十二一四号 公立小・中学校での四十人学級早期実現に関する

陳情書

日程第三十六

陳情第六十二一五号 都立定時制高等学校の学級増に関する陳情書

日誌第三十六

東部六十二一五号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第三十五

東部六十二一四号 公立小・中・高の四十人学費早賦実取に關する報告書

日誌第三十四

東部六十二一三号 「非対・平味市市宣言」附表に關する報告書

日誌第三十三

東部六十二一二号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第三十二

東部六十二一一号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第三十一

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第三十

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第二十九

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第二十八

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第二十七

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

日誌第二十六

東部六十二一〇号 市立安部町高等小学校の学費計に關する報告書

午前十時 開議

○議長（森田治男君） ただいまから昭和六十二年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（井上議事事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、請願・陳情の受理について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、昨日本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、市長から新たに追加議案が八件送付され、また、市民から新たに請願・陳情が五件提出されましたので本日の日程の中へそれぞれ組ませていただきました。お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。次に、追加しました議案の取り扱いでございますが、期末手当の条例四件については支給日の関係もありますので、慎重に審議の上、即決とすることといたしました。

そのほかの議案につきましては、お手元に御配付の付託表のとおり各委員会に付託し、審査を願うことといたしました。以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます、御報告いたします。

○議長（森田治男君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（森田治男君） 本日の議事を進めますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（森田治男君） これより日程に入ります。

日程第一、初日に引き続き一般質問を行います。まず、十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして一般質問を行います。項目は六項目からなっています。

第一番目は横田基地についてです。

昨日も日本共産党の原 敏子議員から市長への質問がありましたけれども、米韓合同演習・チームスピリット87がことしも始まりましてからもう十二回目という長期になりますけれども、米韓合同軍合わせて二十万人が参加をする。八十日間の非常に長期間——二月の十九日から五月の初旬までという大変長い期間にわたりまして朝鮮半島の南半分——韓国国内、それから遠海州、日本海という海域も含めまして行われるということが発表されております。もちろん日本からも在沖の米軍でありますとか、あるいは日本の本土におります米軍の参加、あるいは横田基地からの米軍の参加ということが予定をされています。

これまでも日米合同演習はずっと続きまして、そろそろ米日間の合同演習もあるというようなことが昨年の在日米軍の司令官の方から発表になっておりまして、大変に危険なことが進んでいると思います。

昨日の質問の中で大体市長さんの見解ということがわかってきたわけですけれども、きのうの、私の方といたしましてはこのチームスピリット87については通告その他についてはわかりましたけれども、やはり福生市を預かる市長さんとしてのチームスピリットに対する見解というものをもう一回伺っておきたいと思っております。

基地があるから仕方がないということをおっしゃるけれども、その間にどのくらい飛行量がふえるかということも毎年的一般質問の中でも明らかでありますけれども、大体、全体の一年の離着陸数の半分近くがこの三ヵ月半の間に行われるという、大変に離着陸数がふえるという非常に危険な演習です。その中で、例えば正月三が日はなるべく飛ばすなどというように申し入れが横田基地にできて、これらの危険な演習のときに市民生活を脅かすようなものについてはぜひやめてほしいんだということをなぜ言えないのかということ、市長の見解をもう一回伺っておきたいというふうに思っております。

それから、二番目は、実は厚木でセスナ機墜落という二月八日の新聞記事をごらんになった方もいらっしゃると思います。

すけれども、厚木基地の中にあります飛行クラブのセスナ機が墜落をしまして米軍人と、それから基地に働いている職員が二人が死亡したという事件が起きたわけです。実は、横田でもお気づきのことだと思いますけれども、大変セスナ機の離着陸が多いわけでありまして、今月になりました三月の二日の日ですけれども、私どもも横田基地のそばで調査をしておりまして、朝の八時前から飛び出してきた飛行機がほかの軍用機の離着陸の間を縫いましてタッチアンドゴーや、あるいはフライパスを繰り返すということがあります。

これは、どうもいろいろなことから聞きますと、横田の中にエアロクラブというクラブがありまして、クラブの練習——厚木のケースと全く同じなんですけれども、ただでさえ軍用機が大変うるさい時期にセスナ機までがぶんぶん飛び回る、しかも非常に低い高さで飛んでいるわけです。民間飛行場でみんなが楽しんでやっているというならば市民も少し我慢もできましようけれども、軍用機でただでさえうるさい上に、またセスナまでが飛ばれる、おまけに、それらがほかの所で落っこったりしているということから言えば非常に危険であり、落ち着かないことがあると思うんです。一九八三年のチームスピリットの折にも横風を受けて飛行機が滑走路の真ん中で、墜落という形ではありませんでしたけれども、横転をしまして大きな事故になったこともあります。それを私どもも基地を眺めておりましたので写真を撮ったりしまして新聞などにも発表もしましたけれども、幸い、そのときはパイロットも無事であったということです。

しかし、いかにセスナ機といえども民宅とか普通の学校に落ちることもあり得るわけです。一体、こうしたクラブというのがどういう存在になっているのか、あるいは、ここで見る限りは基地の職員でありますけれども、日本人も乗っているわけで、横田基地の中の飛行クラブの実態、セスナ機が四機ほどあるのではないかと思いますけれども、どのようなになっているのか、あるいは部外の利用という形、土日の趣味飛行という形で日本人の、非軍人あるいは非従業員という方も利用されているのではないかとこのように聞いてますけれども、そういうのは一体どういう形になっているのかということ、ぜひ伺っておきたいというふうに思っております。

三番目は、正月の三が日が毎年市長さんの御努力で、基地の方にぜひ三が日は飛行機を飛ばさないでほしいということをお願いをしております。ただ、去年と一昨年といういろいろ調べてみますと、どうも基地の御用始めが一月二日なものですから、二日からどんどん飛び出すという大変皮肉な結果になってしまっていて、正月三が日を静かに過ごすことはなかなか難しいんですけれども、ことしの正月三が日はどういう飛行傾向であったかということをお伺いいた

いということがありますと同時に、滑走路の補修以来、十一月に滑走路の補修が終わったわけですが、それから離着陸がどのようになっているかということ、十二月、一月、二月などの比較量を前年の同期とぜひ比較をしていただきたいというふうに思っております。これが基地についての質問です。

二番目が売上税のことです。

売上税のことにつきましては、昨日の議会でも反対の決議を私も行いまして、売上税に対する認識というのは議会の中あるいは市内、大変に高まっているところだと思います。

要するに、税制の問題から言いますと、昭和二十四年のシャープ勧告以来、大変な変化があるのではないかとこのように思いますし、自治体の問題から言いますとシャープ勧告そのものというのは直接税主義というんですか、税金は直接自治体にとりましようという考えです。それから自主申告納税をしようという考えですよね。それから地方財政権の確立というようなことを考えているのがシャープ税制だと思うんですけれども、今度の売上税というのは、全くそれに逆行するような形ではないかというふうに思うわけです。

つまり売上税のことを別の名前で言えば大型間接税だ——首相は大型ではないんだというふうに言ってますけれども、現実には間接税になっていく、移行を目指すということ、間接税というのは、納税者主権というんですか、そういうものがだんだん埋没させられていく、なおかつ税金をとられたという、もうこんなにとられちゃたまらないというような痛税感——痛みみたいなことがだんだん薄くなっているのではないかと思います。そうすると、どうしても国民の政治参加とか、それから税金に対する監視とかということがどうしても後退せざるを得ないのではないかと。それが今回の間接税が導入されたときの問題点の一つだというふうに言われているわけです。これは地方自治体としての考え方だと思っております。その他小売業者の方々、その他デパート・大手スーパー・チェーンに至るまで反対しているわけですけれども、ここで今度の売上税で、一体地方自治体というのは、福生市の場合、どのような影響を受けるかということ、これを少し伺っておきたいと思っております。

例えば税制が変わりますから電気税、ガス税などは徴収できなくなっていくわけで、そのかわり交付税というものがあるわけですけれども、その算定のときにどれぐらいのそこへ開きが出てくるかとか、あるいは実際に自治体が発注をするわけですね、ある建物をつくる、道路をつくる、ときに原材料費には頭から五％という形で税金がかかるというふうにな

ってますけれども、一体そのところがどういった形で市の財政にはね返るのか、あるいは実際にその五％をどこが見る形になるかということに関しては実際の法律を読んでもわからないわけで、これから政令、省令が出るだろうということですから、大抵、自治体として、福生市として全体をどのようなふう考えていて、どのような形で影響があるかということ、あるいは、そのことそのものが今度は税金の形で市民にどのような形で影響があるかということ、ぜひ知りたいと思っております。

三番目が、保育行政についてです。

保育行政のことについては、特に保育料の改定というふうに書いておきましたけれども、今度一〇七国会で行政関連の一括法案だというふうに僕は思ってますけれども、保育園の保育所入所措置条例——条例化になっているわけです。これまで機関委任事務だったのが団体委任事務になっていく。法律の名前は地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案というのが出てきたわけです。

その中で、今回の議会にも出てきますけれども、措置条例が条例化していくわけです。条例化することそのものは立場から言いますと自治権の拡大ということから言えば非常に結構なことだと思います。その中で問題になってきますのも保育料の決定の問題だというふうに思いますけれども、元来、福生市では今回の議案の中に出てきますけれども、保育料を保育料の審議会に答申を出してもらって、それでもって決定をしていく。国基準の五〇％から六〇％移行しつつ値上げをしていくという形、回答しているという形になっているわけですけれども、これの保育料の改定の手順の問題、それから、もう一つは保育料そのものを条例化する考え方はないのかというふうに市長さんに伺っておきたいというふうに思うんです。

本来の保育料の考え方から言えば、条例を持って議会で決定していくのが当然であろうというふうに思いますけれども、そのところはもう一つは長く行われています東京都への四条件あるいは五条件という形がどういう形で経緯をしているかとい

うことが一つと、それから、もう一つは、非常に保母さんの地位の問題あるいは身分の問題というのがありますので、五年間というような形が中になっていましたけれども、保母さんの身分関係につきまして、五年間、市の方はどのような

ゆきりしたことを働く人に言っているのかということをお伺いしております。

次は、仮称熊川地域体育館の問題です。

昨日、高水議員の一般質問の中でも体育館の職員の問題というのが出てきましたけれども、ここでもう少し詳しく体育館の、一つは職員の運用問題についてはどのように考えて、採用問題も含めてどのように考えているかということをお伺いしております。

きのうの答弁の中では、職員の配置ということは伺ったんですけれども、具体的な人員計画というのはどのような形でいるかということをお伺いしておきたいと思うのが一つと、それから、もう一つは前議会の十二月議会のときに、熊川体育館の運用その他につきましては三月議会で御報告申し上げますというふうな答弁をいただいたわけですが、その中身をぜひ聞かせていただきたいと思います。

体育館については、もうこれからできるのは多分設置の条例その他だと思うんですが、そのときまで運用について本会議の中で聞くことはちょっとできませんし、私としてはぜひこの一般質問の中で職員の問題、維持管理の問題それからもう一つは、きのうもちょっと出ましたけれども、田園にある体育館との社会体育における政策上の関連ですね。それからもう一つは、前回の十二月議会でも申し上げましたけれども、中期計画等々についてはどのような形でいるのか。体育館をつくるのではなくて、全体のこれから福生の十年、二十年の施策の中で社会体育をどのように位置づけ、体育館をどのように考えていくか、スポーツ振興のためにどのように考えているかということにつきまして少しきちんとした見解を伺いたいというふうに思っております。

最後に、職員の服務ということについて質問いたしますけれども、これは特に交通安全対策ということですが。

もう忘れもしませんけれども、四月にあいいた大変不幸な事故がありました。その後、命日の三十日には交通安全日にしよう、それから各部署ではそれぞれ創意をこらして安全対策をしましょう、それから職員については二人乗車をする中で安全を確保しましょうというようなことがずっと言われてきたわけですが、現実にはまちの中で市の車とすれ違いますと必ずしも二人乗車になっていないのが現実ではないかというふうに思っています。あるいは二人乗車そのものが現実的ではなかったのかもしれないけれども、少なくとも職員が安心して車の仕事のできる状態をつくり出すことが第一番目と同時に、市民にとっても市役所の車と非常に安全な関係を保っていくということが必要ではないかというふう

に思っています。

そこから言いますと、職員の交通安全対策というのは、その後、どのような形で進展をし、どのような形で成果が上がり、どのような形で今後考えているかということをお伺いしたいと思います。

以上、五点ですけれども、一般質問にしていきたいと思っております。

(市長 田村匡雄登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に横田基地について、チームスピリット87についてお答えをいたします。

チームスピリット87につきましては、昨日原議員さんにお答えしたとおりでございます。事前に連絡がございましたので、その際、司令官に対しまして騒音ですとか安全面、特に事故防止について万全を期すように申し入れをしているところでございます。

次に、二点目の基地内の飛行クラブについてでございます。

御指摘のように、二月の七日に厚木基地飛行クラブのセスナ機が厚木基地内で墜落するという事故がありました。横田基地内にも厚木と同様に飛行クラブがございます。米軍当局の話によりますと、この飛行クラブは軍人・軍属やその家族の福祉厚生事業の一環として地位協定に基づき、米軍当局が購入し、かつ規制する諸機関の一つであるとのことでございます。飛行クラブが所有する航空機は、二人乗り用セスナ152型が三機、それから四人乗り用セスナが二機の計五機で、会員は約百三十人だそうでございます。

これらの飛行クラブの所属者が飛行することにつきましては、御質問の趣旨は理解できますが、日本人を含む非軍人等の実態までは私どもの方ではわかりません。

いずれにいたしましても地位協定を認められたものでありまして、やむを得ないものと考えております。なお、騒音や安全面、特に事故防止については万全を期すよう米軍当局に申し入れをいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、三点目の昨年同期との離着陸数の比較、特に正月期については部長より答弁をいただきますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。

次に売上税について、地方自治体への影響についてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、売上税法につきましては国会に提出され、審議中でございます。この制度は税制改革の大きな柱の一つでありまして、現行の個別間接税制度の問題を解消し、減税財源を確保するために導入しようとするものであると理解いたしておりますが、実施に当たっては、その影響については多くの人が心配しているところでございます。これが実施されますと市民生活に、あるいは地方自治体にも当然その影響が出てくると思っております。

当市におきましても、昨日全会一致をもちまして意見書が議決されたところでございまして、したがって、現時点では法律案を初め、実施に当たっての政令、省令等、細部についての資料が手元に参っておりませんので、詳細についての説明は不十分かと思いますが、部長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育行政について、保育料の改定についてでございます。

保育料の改定につきましては、専門委員の答申を尊重し、規則の制定により実施してきましたが、団体委任事務後も従来の方法で実施していく方針であります。これは児童福祉法改正後の保育料も地方自治法に言う分担金使用料、手数料と性格を異にしております、特別法による徴収金であると解される、長が定めることができるからでございます。

次に、第二点目の都立保育園移管後のその後の経過についてでございます。

移管の条件につきましては、このたび都知事から文書をもって正式な回答がありました。内容は、福生保育園の改築及び熊川保育園の改修については都が全額財政負担をすること、また福生保育園の土地は都が買収し、市に無償貸与することであり、福生市の要望がすべて受け入れられたわけであり、このため、今月中に所定の手続を行い、四月一日から移管されることになります。

なお、東京都社会福祉振興財団への委託終了後の職員の身分については、都が責任を持ったことになっておりますが、引き続き保育所への勤務の希望がある場合には、その時点において保育所の運営者と協議をすることになっております。

次に、仮称熊川地域体育館の件については、教育委員会から御答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。次に、職員の服務について、職員の交通安全対策についてでございます。

御指摘のように、大変大きな問題でございまして、昨年の事故を契機に自動車の管理規則を制定し、運転に対する管理体制の確立を図る傍ら、事故防止のためにすべての公用車にバックホーンをつけるなど、その対策に努力をしております。

ところでございます。また、月に一度の安全確認の日を定め、全職員に安全に対する注意を促し、再びあのような事故の起こらないよう願っているところでございます。

なお、安全対策に対する指導等については担当の部長から説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。答弁にかえさせていただきます。

○教育次長（須崎 進君）

自席からお許しをいただきまして熊川地域体育館についての御質問に御答弁を申し上げます。

完成後の管理運営につきましては、昨日高水議員さんの御質問に対しましてお答えを申し上げたとおりでございます。御理解をいただきたいと存じます。

今後の全体計画といたしましては、体育館は文字どおり体育・スポーツ活動の場であり、現在の社会的背景や市民体育・スポーツ活動に対する欲求を考慮したとき、身近な所で気軽に、しかも継続的に活動できる施設を整備することが望ましいと考えております。

そうした観点から、将来的には福生地区にも体育館を建設しなければならないものと考えておりますが、なお具体的な構想等につきましては、今後検討する機関を設けまして十分協議をしてまいりたいと考えております。

それから、社会体育との関係でございますけれども、市の基本構想に基づきまして例年社会体育、体育の運営計画を定め、目標、方針に沿って事業の実施に当たっているところでございます。

基本構想の中での目標といたしましては、体育・スポーツ活動を通して市民の健康と体力の維持、増進を図る。地域に根差した健康、体力づくりを推進し、地域住民の連体感の強化を図る、また、体育・スポーツ活動の場の拡大と情報サービスの充実を図るというようなことで、この社会体育との関係を推し進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

それから、職員の配置につきましては、仮称熊川地域体育館に職員二名を配置していきたいというふうに考えております。以上です。

○市民部長（古谷正夫君） 自席からお許しをいただきまして、昨年同期の離着陸数の比較と、それから正月期について説明させていただきます。

最初に正月の三が日について飛行回数の比較を御説明させていただきます。

最初に、元旦でございますが、今年六十二年は総数でいきますと十四回、六十一年は十二回で二回の増でございます。それから時間的な内訳でございますけれども、午前七時から十九時まででございますが、ことは八回、昨年は十一回、三回の減でございます。十九時から二十二時までにつきましては、ことは三回、それから昨年は一回、二回の増でございます。二十二時から翌日の七時まででございますけれども、ことは三回、昨年はゼロで三回の増でございます。

二日の総数でございますけれども、ことは三十四回、昨年は百九回で七十五回の減でございます。時間の内訳でございますけれども、七時からつきましては、ことは二十九回、昨年は八十三回で五十四回の減でございます。それから十九時からつきましては、ことは一回、昨年は二十二回ということで二十一回の減でございます。二十二時から翌日の七時まででございますけれども、ことしと昨年と四回ずつで同じでございます。

それから、三日でございますが、総数におきましては十二回でございます。昨年は百三十九回ということで百二十七回の減でございます。それから時間的でございますが、七時から十九時までにつきましては、ことは八回、昨年は百十一回ということで百三回の減でございます。それから十九時から二十二時まででございますが、ことは二回、昨年は二十八回でございます。二十六回の減でございます。それから二十二時から翌日の七時まででございますが、ことは二回、昨年はゼロ回で二回の増というふうなことでございます。

正月三日については以上でございます。

それから、十二月につきましては飛行回数につきまして御説明をさせていただきます。

飛行総数でございますが、ことは千五百二十四回でございまして、昨年は千九百十七回、三百九十三回の減でございます。一日の平均飛行回数でございますが、ことが四十九・二回、前年が六十一・八回、十二・六回の減でございます。昼間でございますが、午前七時から十九時まで、ことは千八百八十回、昨年は千五百四十一回で三百六十一回の減でございます。一日平均でございますが、ことが三百八十一回、昨年は四十九・七回で十一・六回の減でございます。夕刻でございますが、ことが二百八十一回、昨年は三百六回で二十五回の減でございます。一日平均にいたしまして、ことが九・一回、昨年は九・九回、〇・八回の減でございます。夜間でございますが、ことが六十四回、前年が七十回で六回の減でございます。一日平均にいたしまして、ことが二回、昨年は二・二回で〇・二回の減でございます。それから、最高飛行日及び機数でございますが、十二月の五日でございます。ことが百二十九回、昨年は十二月の二

十七日で百六十四回ということで三十五回の減でございます。

騒音の最高日とホーンでございますが、ことは十二月の十五日、百十四ホーン、それから昨年は二回同じホーンがございました。十二月の三日と三十一日が百十一ホーンで三ホーン増でございます。

一月でございますが、飛行総数におきまして本年度は千二百八十二回、昨年は二千八百八十七回で九百五回の減でございます。一日平均飛行回数でございますが、四十一・四回、前年は七十・五回、二十九・一回の減でございます。

昼間でございますが、今年度千六十二回、前年につきましては千七百三十八回、六百七十六回の減でございます。一日平均でございますが、三十四・三回、前年が五十六・一回ということで二十一・八回の減でございます。夕刻でございますが、ことが百七十一回、前年が三百八十四回で二百十五回の減でございます。一日平均五・五回で、前年が十二・四回、六・九回の減でございます。夜間でございますが、四十九回、前年が六十三回で十四回の減でございます。一日平均一・九回、前年は二・〇回でございます。〇・一回の減でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、ことは一月の九日でございまして百五十二回。前年は一月の二十二日、百五十五回でございまして、三回の減でございます。

騒音の最高日及びホーンでございますが、一月の三日と六日、百十ホーン、前年は一月の八日で百十二ホーン、二ホーンの減でございます。

次に二月期でございますが、飛行総数におきまして千五百十七回、前年は千三百九十六回で百二十一回の増でございます。一日平均飛行回数でございますが、五十四・二回、前年が四十九・四回、四・三回の増でございます。

昼間でございますが、ことが千百九十三回、前年が千四十七回で百四十六回の増でございます。一日平均四十二・六回、前年が三十七・四回で五・二回の増でございます。夕刻でございますが、二百五十三回、前年が三百回で四十七回の減でございます。それから一日平均でございますが、九・〇回、前年が十・七回で一・七回の減でございます。夜間でございますが、ことが七十一回でございまして、前年が四十九回、二十二回の増でございます。一日平均二・六回でございまして、前年は一・八回、〇・八回の増でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、二月の五日でございまして、百十八回、前年は二月の二十日、百十九回で一回の減でございます。

○企画財政部長（内田和雄君）

○総務部長（浅見裕康君）

前回、遠藤議員さんから御指摘、御質問をちょうだいした時点におきまして、私の方から全く完全に、何ていうんです